

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対する修正案要綱

第一 商品役務等提供利用者等の保護

一 目的の修正

(第一条関係)

デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性への配慮を削除すること。

二 基本理念の修正

(第三条関係)

1 デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とするのではなく、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上について責任を果たすことを基本とすること。

2 国の関与その他の規制を必要最小限のものとするによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されることを旨とするのではなく、国の適切な関与その他の規制を行うことを旨とすること。

第二 特定デジタルプラットフォーム提供者の遵守事項の追加

(新第九条関係)

特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる行為をしてはならないこと。

一 自己又は自己が株主若しくは役員である会社が商品役務等提供利用者として国内において競争関係にあることを理由として、当該商品役務等提供利用者に対して当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶すること。

二 自己の指定する商品若しくは権利を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを条件として、当該特定デジタルプラットフォームを提供すること。

三 不当に一般利用者を自己又は自己が株主若しくは役員である会社と取引するように誘引する目的をもって、当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、一般利用者が検索により求める商品役務等に係る情報その他の商品役務等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当該順位を決定するために用いられる事項を設定し、又は変更すること。

四 商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件について、商品役務等提供利用者の事業の運営に重大な支障を生ずべき変更を一方的に加えること。

第三 私的独占禁止法に基づく課徴金の特例の追加

(新第十五条関係)

一 私的独占禁止法第二十条の六の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が第二の

二又は四に該当する行為を行った特定デジタルプラットフォーム提供者であるときは、納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（二において「算定率」という。）を百分の五に引き上げること。

二 一の場合において、当該事業者が当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に私的独占禁止法第二十条の六の規定による命令（第二の二又は四に係るものに限る。）を受けたことがある特定デジタルプラットフォーム提供者であるときは、一にかかわらず、算定率を百分の十に引き上げること。

第四 検討条項の追加

（附則新第三条第一項及び第三項関係）

一 政府は、この法律の施行後一年以内を目途として、デジタルプラットフォーム提供者の活動に関する実態の調査及びデジタルプラットフォーム提供者と利用者との間の紛争の調停を中立公正な立場において行う機関の設置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 政府は、委託を受けて被提供者に商品役務等を提供する業務に従事する者の処遇の改善のための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五 その他

一 用語の整理

- 「商品等」を「商品役務等」に、「商品等提供利用者」を「商品役務等提供利用者」にすること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。